

第 1 地方公務員災害補償 制度の概要

1 地方公務員災害補償制度の意義

地方公務員災害補償制度（以下「災害補償制度」）は、地方公務員等が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合にその災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行い、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

この災害補償制度の大きな特徴は、公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体等に過失がなくても補償義務が発生するものとされ、また、通勤による災害についても、使用者としての責任を論ずることなく、使用者の支配下でない通勤途上の災害について補償が行われるという点で、民法上の損害賠償とは異なります。

2 地方公務員災害補償制度の適用関係

地方公務員等の公務上の災害（以下「公務災害」という。）又は通勤による災害（以下「通勤災害」という。）に対する補償は、常勤職員（以下「職員」という。）については、一般職、特別職を問わず地方公務員災害補償基金がその実施に当たります。

常勤職員には、常時勤務に服することを要する職員のほか、非常勤職員のうちその勤務形態が常勤職員に準ずる常勤的非常勤職員（参考1）を含みます。

また、再任用職員（参考2）についても、勤務形態が常勤及び短時間勤務を問わず、地方公務員災害補償基金が補償を行います。

なお、非常勤職員については、地公災法に基づく条例、労災法、船員保険法、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律、公立学校の学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に間する法律等の法令により、地方公共団体等がそれぞれ補償を実施する仕組みとなっています。

これら関係法令等の適用関係及び補償実施機関をまとめると、次表のとおりとなります。

<参考>

1 常勤的非常勤職員

常時勤務に服することを要する地方公務員（一般地方独立行政法人の役職員）について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものです。（参照：地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について 昭和42年自治省告示第150号）

2 再任用職員

再任用制度により採用された定年退職者等の職員で、勤務形態が常勤又は短時間勤務の職にある者です。（平成13年4月1日施行）

地方公務員の災害補償制度の適用範囲及び実施機関

区分	身分	対象者	適用法令	補償実施機関
常勤職員	特別職	地方公共団体 知事・市町村長・一部事務組合管理者 副知事・副市町村長 教育長・監査委員・企業管理者		
	一般職	地方公共団体 一般職員（事務・技術・その他の職員） 教員 警察職員 消防職員 企業職員 船員	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
	非公務員	一般地方独立行政法人 役員 職員		
非常勤職員	特別職	地方公共団体 議員、監査委員、行政委員会の委員、附属機関の委員、統計調査員、民生委員、母子・父子自立支援員、婦人相談員、その他の非常勤職員（他の法令の適用を受けない者） その他の非常勤職員（労働者災害補償保険法第3条適用事業所に勤務する者）	地方公務員災害補償法に基づく条例 労働者災害補償保険法	地方公共団体 国（厚生労働省）
		消防団員及び水防団員	消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法に基づく条例	地方公共団体
	一般職	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく条例	
		特定地方独立行政法人 使用者たる役員 常勤的非常勤職員	地方独立行政法人が定める 地方公務員災害補償法	地方独立行政法人 地方公務員災害補償基金
	一般職	地方公共団体 常勤的非常勤職員 再任用短時間勤務職員 臨時職員等（他の法令の適用を受けない者） 臨時職員等（労働者災害補償保険法第3条適用事業所に勤務する者）	地方公務員災害補償法 地方公務員災害補償法に基づく条例 労働者災害補償保険法	地方公務員災害補償基金 地方公共団体
		特定地方独立行政法人 常勤的非常勤職員 再任用短時間勤務職員 臨時職員等	地方公務員災害補償法 労働者災害補償保険法	地方公務員災害補償基金 国（厚生労働省）
		船員	船員保険法	国（厚生労働省）
		非公務員	一般地方独立行政法人 使用者たる役員 常勤的非常勤職員 臨時職員等	地方独立行政法人が定める 地方公務員災害補償法 労働者災害補償保険法

注1) 「常勤職員の一般職」の中には、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律に規定する産休補助教員、休職補充等の教育職員、地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する臨時的に任用された教職員も含まれます。

注2) 地方公共団体の職員であった者が、公益法人等に派遣されている場合は、地方公務員災害補償法ではなく労働者災害補償保険法の対象となります。

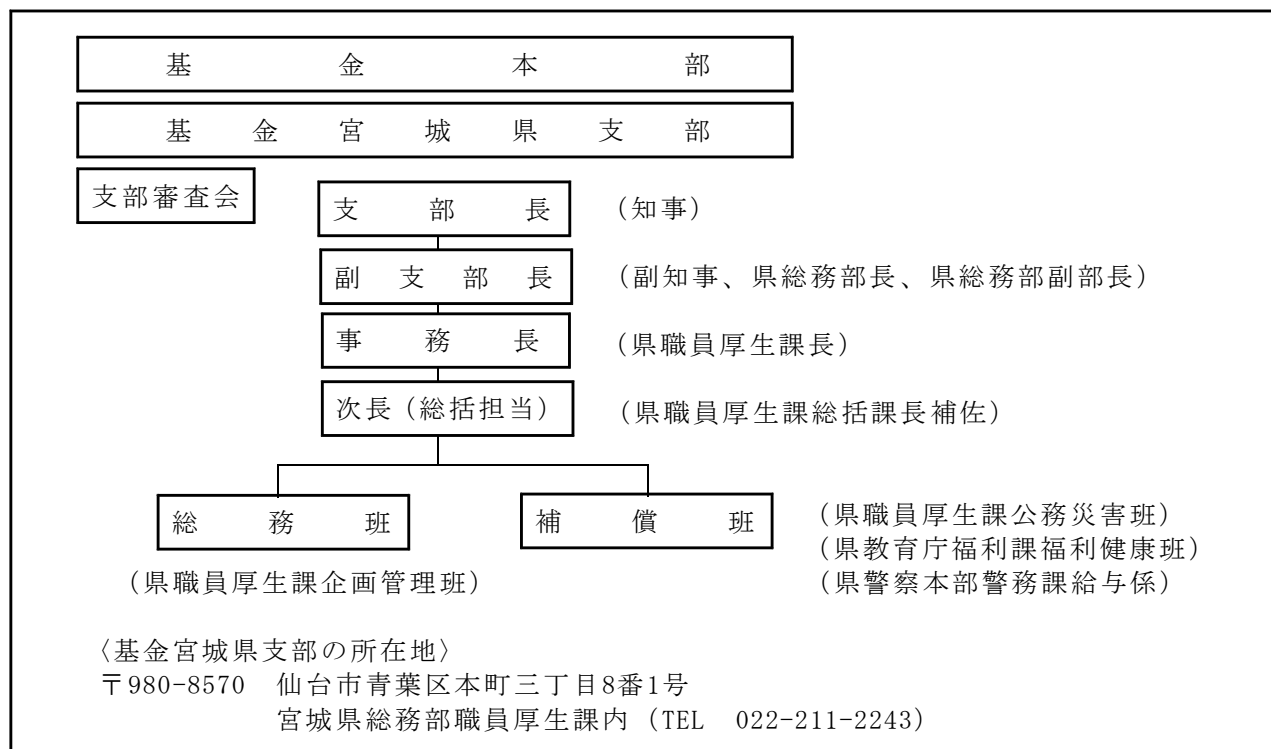
注3) 「労働者災害補償保険法適用事業所」とは、労働基準法別表第一に該当する事業所であり、水道、交通、保健衛生、清掃などの事業所が該当します。

3 地方公務員災害補償基金

地方公務員災害補償基金は、地方公務員災害補償法によって設置された法人で、地方公務員等が公務災害又は通勤災害を受けた場合、被災した職員の所属する地方公共団体等に代わって補償の実施にあたる専門機関です。基金は、本部と支部によって構成されており、本部は東京都にあり、支部は各都道府県及び指定都市に置かれています。

公務災害・通勤災害かどうかの認定、各種補償の決定及びその支払い等の具体的事務処理は、支部で行っており、基金の補償の実施に必要な財源は、各地方公共団体等からの負担金によって賄われています。

基金の組織を図示すると、次のようになります。



4 災害補償の手続

(1) 請求主義

基金の行う補償は、補償を受けようとする者からの請求（請求主義）によって行われます。

これは、被災職員の使用者である地方公共団体の災害補償責任を基金が代行するためであり、基金は地方公共団体と異なり、職員の使用者でないため、職員の公務上又は通勤による災害に対する補償事由が生じたことを最初から直接知り得る立場になく、被災職員等からの請求があつて初めて補償の手続を開始せざるを得ないためです。

(2) 請求の手順

補償を受けるに当たっては、まず「認定の請求」を行い、その後に認定された傷病について「補償の請求」を行うことになります。

① 認定の請求

被災職員又は遺族等は、基金支部長に対し、所属長の証明を受け、任命権者を經由して、その災害

が公務災害又は通勤災害であることの請求を行います。基金支部長は、この認定請求について内容を審査して、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかを認定（公務上・外又は通勤災害該当・非該当）し、その結果を請求者及び任命権者に通知します。

② 補償の請求

被災職員又は遺族等は、公務・通勤による災害と認定されたものについて、各種補償の請求書を提出し、補償を受けます。

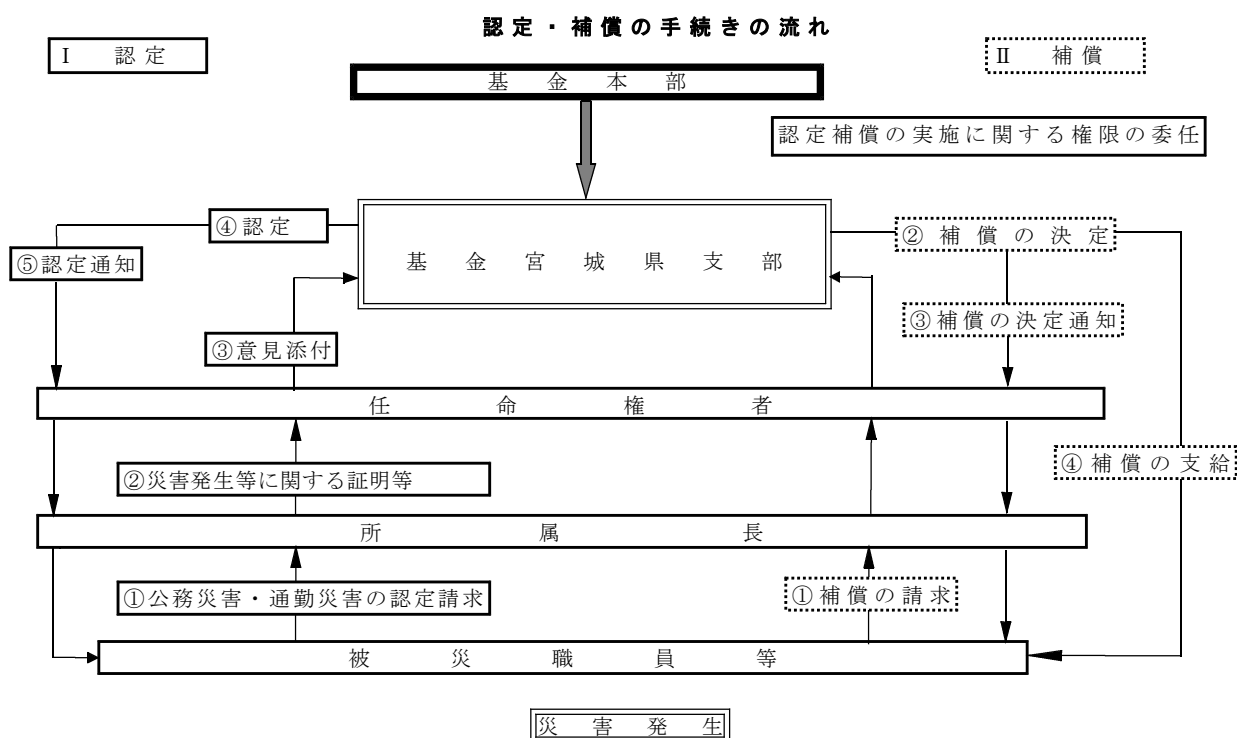
補償を受ける権利は、被災職員が離職した場合においても影響を受けませんが、2年間（障害補償、遺族補償等については5年間）行わないときは、時効により消滅します。

5 所属部局の長や任命権者の役割

基金は、本来、任命権者が行うべき補償の実施をその任命権者に代わって行うものとされていることから明らかなように、補償の実施に当たっては、所属部局の長や任命権者の協力が必要です。

法令等では、次のような規定を置き、補償手続の各過程で任命権者の積極的な関与を求めています、これ以外にも所属部局の長や任命権者は、被災職員の状況等を速やかに把握し、適正な補償が受けられるように被災職員等を積極的に指導・援助することが大切です。

- ◆ 公務災害・通勤災害の認定に関して任命権者が意見を付すること
(地方公務員災害補償法第45条第2項)
- ◆ 公務災害・通勤災害認定請求書の記載事項について所属部局の長が証明をすること
(地方公務員災害補償基金業務規程第7条第2項)
- ◆ 各種の請求書について任命権者を經由すること
(地方公務員災害補償法施行規則第30条第1項及び第2項)
- ◆ 被災職員が補償請求その他の手続を行うにあたり、任命権者は指導・助言をすること
(地方公務員災害補償法施行規則第49条)



6 費用の負担

(1) 負担金事務の概要

基金が行う補償の実施等に必要な費用は、各地方公共団体等からの負担金によって賄われています。基金は地方公共団体等に代わって補償業務を行う機関なので、これに要する費用は、本来の補償義務者である地方公共団体等が負担します。

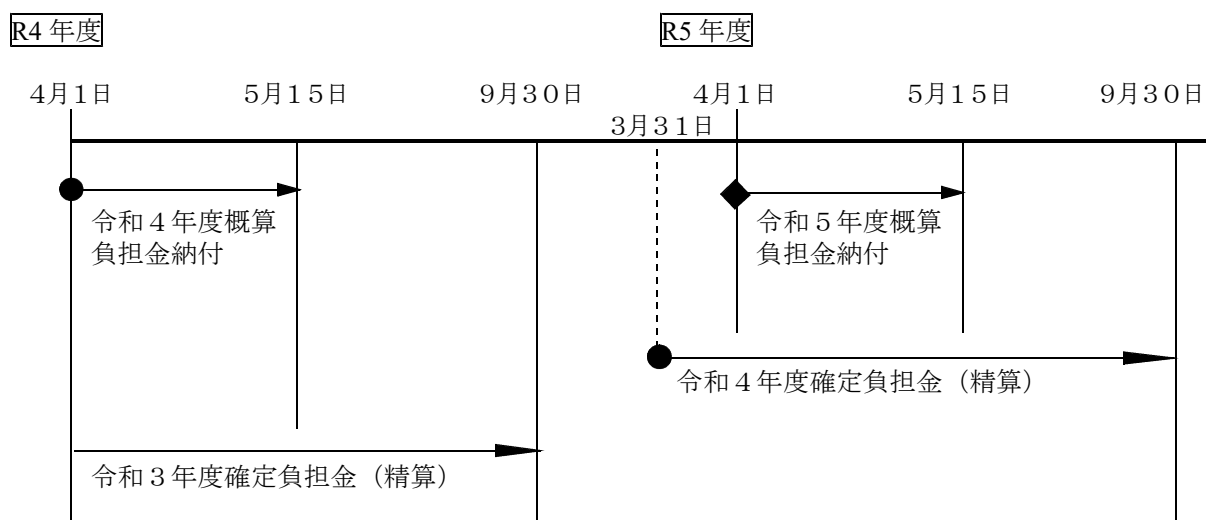
負担金の額は、職員の職種ごとに定めている負担金の割合を、当該職員の職種に係る給与の総額にそれぞれ乗じて得た額の合計額です。この負担金は、すべて地方公共団体等が負担し、職員の負担はありません。

負担金は、それぞれ概算負担金と確定負担金からなっており、定款で定める職種区分ごとの職員に係る給与の総額（退職手当及び児童手当を除く。）に、職種区分ごとの負担金率を乗じて算定するものです。

概算負担金は、地方公共団体等の前々年度の決算に計上された給与の総額に理事長が定める率を乗じた額（新設の地方公共団体等の場合は、当該年度の予算に計上された給与の総額。）を基に得られる負担金であり、原則として、毎年度5月15日までに基金に納付することになっています。

確定負担金は、年度終了後、地方公共団体等の当該年度の過不足額を精算する仕組みになっています。過不足額のうち不足額については、翌年度の9月末日までに基金に納付することになっており、また過納額については、当該地方公共団体等に還付するか次年度に充当することとされています。

<例>



概算負担金：(前々年度決算に計上された職員区分毎の給与総額×職員区分毎の負担金率×理事長が定める率) の合計額

確定負担金：(当該年度の決算に計上された職員区分毎の給与総額×職員区分毎の負担金率) の合計額

(2) 負担金事務の流れ

時 期	【各団体の事務】	【基金支部の事務】
4月上旬	概算負担金の算定 (当該年度分)	← 概算負担金納付の通知
	↓	
4月中旬	概算負担金報告書の 提 出	→ 概算負担金のチェック
	↓	
5月15日	概算負担金の納付	→ 取りまとめ 本部送金
8月上旬	確定負担金の算定 (前年度分)	← 確定負担金の通知
	↓	
8月下旬	確定負担金報告書の 提 出	→ 確定負担金のチェック
	↓	
9月30日	負担金(不足分)の 納 付	→ 取りまとめ 本部送金
	↓	
11月下旬	負担金(還付分)の 受 入	← 過納団体への還付

(3) 職員区分と負担金率

令和2年4月1日以降適用

区 分	職 員 の 範 囲	負担金率 /1,000
義務教育学校職員	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）第2条及び第3条の規定により国が経費の一部を負担するもの	1.00
義務教育学校職員以外の教育職員	次の①から④までに掲げる職員（船員を除く。）をいう。 ①教育委員会事務局の職員（教育長及び小学校・中学校の用務員、給食センター職員など市町村（一部事務組合も含む。以下同じ）教育委員会所属職員を含む。） ②教育委員会の所管する高等学校その他の公立学校の教職員 ③教育委員会の所管する公立学校以外の教育機関の職員 ④公立大学（短期大学を含む。）教職員	1.07
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）	3.39
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員	2.45
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業等に従事する職員	1.65
運輸事業職員	鉄道・軌道・索道・航空機・自動車・軽車両・船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員	1.95
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員	4.18
船員	船員法第1条に規定する船員である職員	4.12
その他の職員	上記以外のすべての職員	1.08

※負担金率は変更になる場合があります。

7 不服申立制度

(1) 不服申立てについて

被災職員又は遺族は、基金支部長が行った公務・通勤災害の認定や各種補償の決定に不服がある場合は、地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会（以下「支部審査会」）に対し、審査請求をすることができます。

また、支部審査会の裁決に対し不服がある者は、さらに本部の地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」）に対し再審査請求をすることができます（法第51条第2項）。

(2) 審査請求の対象となる処分

不服申立ての対象となる処分は、行政処分として基金が行う補償に関する決定であって具体的には次のようなものがあります。

- ・公務外の認定
- ・通勤災害非該当の認定
- ・療養補償等各種補償の不支給決定
- ・障害補償の不支給決定又は等級の決定
- ・遺族補償の不支給決定又は受給権者の決定等

なお、福祉事業に関する決定は、審査請求の対象となりませんが、支部長に対して不服の申出をすることができます。

また、治ゆ認定も審査請求の対象にはなりません、当該傷病に係る療養補償が不支給となった時点で、当該処分に対する審査請求をすることができます。

(3) 審査請求の方法

審査請求については、行政不服審査法の規定が適用されます。

したがって、支部審査会への審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、また、審査会への再審査請求は、支部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内にそれぞれ書面で提出しなければなりません。

なお、審査請求にあたっては、定められた様式はありませんが、次の事項を記載することが必要です。

（10頁参照）

- ・審査請求人の氏名及び住所
- ・審査請求に係る処分
- ・審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- ・審査請求の趣旨及び理由
- ・処分庁（支部長）の教示の有無及びその内容
- ・審査請求の年月日
- ・代理人によって審査請求するときは、審査請求人からの委任状、代理人の氏名、住所

(4) 審査機関

支部審査会及び審査会は、審査請求に対する審査の公正を期する上から、第三者的要素を取り入れた機関として、支部長の行った補償に関する決定について審理します。

支部審査会は、支部長が委嘱する3人の委員によって構成され、その任期は3年となっています。

また、支部審査会に対し、事案の審理に際し、当該事案について、それぞれの立場から意見を述べることができる者として地方公共団体の当局側を代表する者及び職員側を代表する者各2人があらかじめ支部長により参与に指名されています。

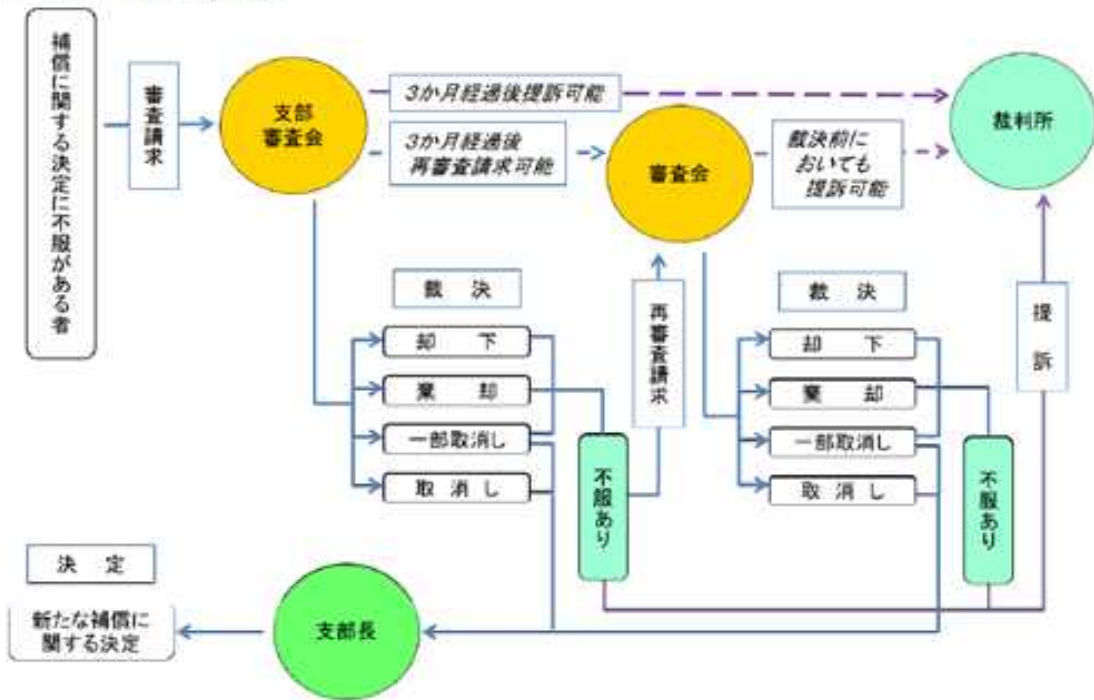
(5) 訴えの提起

審査請求、再審査請求に対する裁決の結果についてなお不服がある者は、行政事件訴訟法の定めるところにより、訴訟による救済を求めることができることになっています。

訴えの提起は、支部審査会又は審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に行うことができます。ただし、審査請求後3か月を経過しても支部審査会による裁決がないときは、裁判所に対して取消の訴えを提起することができます。また、再審査請求をした場合には、審査会による裁決を経る前にも同様に、処分の取消の訴えを提起できます。

なお、手続の詳細については、支部審査会（022-211-2248）へお問い合わせ願います。

○ 不服申立て手続の流れ



○宮城県支部審査会の標準審理期間（審査請求が支部審査会に到達してから裁決までの標準的な期間）

標準審理期間	1 2 か月
--------	--------

注1) 上記の標準審理期間は、改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）が適用された事案に係る審査請求の審理の実績に基づいて設定したものです。

2) 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）に伴う制度変更及び事務手続の増加等の事情によって上記の標準審理期間を超過する場合があります。

3) 標準審理期間は、審査請求の審理期間の目安として定められるものです。したがって、その期間の経過をもって直ちに違法な不作為や裁決の手續上の瑕疵に当たることになるものではありません。

[審査請求書記載例]

審査請求書

地方公務員災害補償基金
宮城県支部審査会 会長 様

令和 年 月 日

審査請求人
住所
氏名
審査請求代理人
住所
氏名

- 1 審査請求に係る処分
(地方公務員災害補償基金宮城県支部長が令和 年 月 日付けで行った
という 処分)
- 2 審査請求の趣旨
(上記処分を との裁決を求めます。)
- 3 審査請求の理由
(別紙のとおり)
- 4 当該処分を知った年月日
令和 年 月 日
- 5 支部長の教示の有無及びその内容
(通知書に当該処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県支部審査会に
審査請求できる旨の教示がありました。)
- 6 添付書類その他
委任状
(選任届)
証拠書類等

(注) 1 正副2通を提出してください。

2 () 内は、審査請求人が事案に即して具体的な内容を記載していただきます。

[委任状記載例]

委任状

受任者

住所・氏名

連 記

地方公務員災害補償基金宮城県支部長が令和 年 月 日付けで行った という
処分を不服として行う審査請求に係る一切の代理権限を上記の者に委任します。

令和 年 月 日

委任者 住所

審査請求人 氏名

(注) 提出は1通です。

8 情報公開・個人情報の保護

(1) 情報公開

地方公務員災害補償基金では、地方公務員災害補償基金定款等に基づき、情報公開に関する事務を行っております。

開示請求の対象は、基金が保有する文書、図面及び電磁記録となります。開示請求手続き等の詳細については、地方公務員災害補償基金宮城県支部（022-211-2243）へお問い合わせ願います。

(2) 個人情報の保護

地方公務員災害補償基金は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に定める個人情報取扱事業者とされており、同法及び基金の関係規程に基づき個人情報の保護に関する事務を行っております。

① 地方公務員災害補償基金における個人情報の利用目的

基金が取得した個人情報の利用目的については、「地方公務員災害補償基金は、取得した個人情報について、地方公務員等の公務災害及び通勤災害の認定、補償及び福祉事業の実施、不服申立てに係る審査、訴訟追行、第三者加害事案に係る求償・免責、災害補償統計の作成のために利用いたします。」と、個人情報保護法第15条第1項の規定に基づき特定し、基金のホームページに掲載し、公表しております。

② 個人情報の適正な取得

個人情報は、原則として、被災職員等本人が収集・提出できるものについては、本人から直接取得するものとされております。ただし、個人情報保護法第23条第1項の規定では、法令に基づく場合は、（個人情報取扱事業者（例：医療機関や共済組合等）は本人の同意を得ないで保有個人情報を第三者に提供することができる）とされており、本人の負担軽減・迅速な事務処理等の事情により本人に代わって医療機関や共済組合等から取得する必要がある場合や本人以外の者から取得する必要がある場合は、地方公務員災害補償法第60条の規定に基づき、基金が当該情報等を取得するものとされております。

なお、この場合においては、本来、基金が本人の同意書を得て取得先に示す必要はないものと考えられるところですが、取得先が基金の要請に応じやすい環境を整え、円滑に事務を進める必要があるため、被災職員に同意書（別紙1 13頁）を提出してもらい、取得先に示すものとするものです。

また、被災職員が死亡している場合は、当該被災職員に係る情報は個人情報保護法の適用外となりますが、上記と同様に、被災職員の遺族に同意書（例：別紙2 14頁）を提出してもらい、取得先に示すものとするものです。（同意書の作成の要否については、審査等の過程で、必要に応じ検討することとしております。）

③ 個人情報取得に際しての利用目的の明示等

個人情報取扱事業者は、本人から直接書面により当該本人の個人情報を取得する場合には、個人情報保護法第18条第2項の規程に基づき、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないとされております。認定請求等の手続きに際して、各任命権者（公務災害請求事務等担当課）には当該取扱いの趣旨につき理解いただき、請求手続きの際に、以下のとおり対応くださるようお願いいたします。

ア 公務・通勤災害の認定及び補償等の実施のために初めに個人情報を取得する場合には、公務（通勤災害）認定請求書の用紙を本人に渡す際に、利用目的を明記した文書（別紙3 15頁）を併せて手渡し、その旨を説明願います。

イ 第三者加害事案において、加害者から直接書面により当該加害者の個人情報を取得する場合には、加害者に必要書類（確約書等）の提出を初めに求める際に、利用目的を明記した文書（別紙3 15頁）を併せて手渡し、その旨を説明願います。

④ 保有個人情報の開示等

基金では、関係規程に基づき、保有個人情報に係る開示等の事務を行っております。

保有個人情報の開示請求手続き等の詳細については、地方公務員災害補償基金宮城県支部（022-211-2243）へお問い合わせ願います。

同 意 書

令和 年 月 日

地方公務員災害補償基金宮城県支部長 様

住 所

氏 名

印

生年月日

所 属

私が令和 年 月 日付けで行った公務（通勤）災害の認定請求に関して、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が公務（通勤）災害の認定又は補償等の実施等を行うに当たり、基金及び基金から依頼を受けた私の任命権者（所属団体）が、地方公務員災害補償法第60条第1項の規定に基づき、関係機関等から、私に関する下記の個人情報の提供を受けることについて同意いたします。

記

- 1 診療録、看護記録、各種検査結果（レントゲン写真、CT・MRI画像等を含む。）等の医学資料及び主治医等の意見
- 2 共済組合又は健康保険組合が保有する診療報酬明細書（レセプト）
- 3 その他認定及び補償等の実施等に必要な事項（災害発生状況に係る資料等）

なお、本同意書は、その写しも有効と認めます。

同 意 書

令和 年 月 日

地方公務員災害補償基金宮城県支部長 様

住 所

氏 名

印

生年月日

被災職員との続柄

私が令和 年 月 日付けで行った公務（通勤）災害の認定請求に関して、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が公務（通勤）災害の認定又は補償等の実施等を行うに当たり、基金及び基金から依頼を受けた被災職員の任命権者（所属団体）が、地方公務員災害補償法第 60 条第 1 項の規定に基づき、関係機関等から、被災職員に関する下記の個人情報の提供を受けることについて同意いたします。

記

1 被災職員 住 所

氏 名

生年月日

所属（死亡又は離職当時）

2 個人情報

- ① 診療録、看護記録、各種検査結果（レントゲン写真、CT・MRI 画像等を含む。）等の医学資料及び主治医等の意見
- ② 共済組合又は健康保険組合が保有する診療報酬明細書（レセプト）
- ③ その他認定及び補償等の実施等に必要事項（災害発生状況に係る資料等）

なお、本同意書は、その写しも有効と認めます。

提出していただく文書等に記載されている個人情報の利用目的は、下記のとおりです。
なお、今回提出いただく文書等に関連して、後日、追加して必要文書等を提出いただく場合においても、当該文書等に記載された個人情報の利用目的は、下記のとおりです。

記

地方公務員災害補償基金における個人情報の利用目的

地方公務員災害補償基金は、取得した個人情報について、地方公務員等の公務災害及び通勤災害の認定、補償及び福祉事業の実施、不服申立てに係る審査、訴訟追行、第三者加害事案に係る求償・免責、災害補償統計の作成のために利用いたします。

9 標準処理期間

行政手続法（平成5年法律第88号）により、地方公務員災害補償の実施については、次表のとおり標準処理期間を設定しています。

標準処理期間一覧

（単位：月）

補償の種類	決定内容	任命権者における標準処理期間	基金における標準処理期間	全体の標準処理期間
療養補償 及び 休業補償	当初の支給（不支給）決定（負傷）	1	1	2
	当初の支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等）	2	4	6
	当初の支給（不支給）決定（精神疾病）	2	6	8
	2回目以降の支給（不支給）決定	—	—	1
障害補償	支給（不支給）決定	—	—	4
介護補償	当初の支給（不支給）決定	—	—	4
	2回目以降の支給（不支給）決定	—	—	1
遺族補償 及び 葬祭補償	支給（不支給）決定（負傷による死亡）	2	2	4
	支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等と相当因果関係をもって生じた死亡）	2	4	6
	支給（不支給）決定（精神疾病と相当因果関係をもって生じた死亡）	2	6	8

- (注) 1 この表において、「負傷に起因する疾病等」とは、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第1条の3各号及び別表第1第1号から第8号までに規定する疾病をいい、「精神疾病」とは、同表第9号に規定する疾病をいう。
- 2 療養補償及び休業補償の「当初の支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の災害（通勤による災害を含む。以下同じ。）であるかどうかの認定に要する期間も含まれる。
- 3 療養補償及び休業補償について、公務上の災害の認定後に当初の支給請求がなされた場合には、当該請求の支給（不支給）決定に要する標準処理期間は「2回目以降の支給（不支給）決定」の標準処理期間による。
- 4 障害補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、等級決定に要する期間も含まれる。
- 5 介護補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、介護を要する状態の区分の決定に要する期間も含まれる。
- 6 遺族補償及び葬祭補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務上の災害であるかどうかの認定及び遺族の決定に要する期間も含まれる。
- 7 「任命権者における標準処理期間」とは、窓口において請求を受理してから支部に到達するまでの期間をいうものである。
- 8 「基金における標準処理期間」とは、任命権者から請求が到達してから支給する日又は不支給決定を通知した日までの期間をいうものである。